第二条備考第一号を次のように改める。

一　この算式において、$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$、$L_{AE,nk}$、T_0及びTの意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$　当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この号において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一号で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この号において同じ。）

$L_{AE,ej}$　単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,nk}$　単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0　規準化時間（秒）とし、一

T　一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

第二条備考第二号中「の値」を「に規定する$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$及び$L_{AE,nk}$の値」に、「を使用する」を「において離陸し、又は着陸する」に、「飛行時刻等」を「飛行時刻その他の事項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二項の国土交通省令で定める値）

2　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二項の国土交通省令で定める値は、次の表の上欄に掲げる航空機騒音影響度レベル（同令による改正前の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第二条に規定する航空機騒音影響度レベルをいう。以下この項において同じ。）の値の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により得た値とする。

七十五以上八十五未満である場合	0.8W＋2
八十五以上である場合	0.6W＋19

備考　この表の下欄に掲げる算式中Wの意義は、航空機騒音影響度レベルとする。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月二十六日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　宇宙審議官」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「総括審議官　金融国際政策審議官」を「国際政策統括官　総括審議官」に、「検査監理官」を「検査監理官　情報化統括室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「上席景品・表示調査官」を「統括消費者取引対策官　上席景品・表示調査官　首席食品表示調査官」に改める。

別表総務省の部自治大学校の項中「副校長」を削る。

別表法務省の部内部部局の項中「矯正医療管理官　登録管理官」を「矯正医療管理官　出入国管理情報官」に、「出入国情報管理室長　入国管理企画官　出入国情報分析官　入国管理調整官」を「入国管理企画官　入国管理調整官　在留管理業務室長　出入国情報分析官」に、「矯正医療管理官又は登録管理官」を「又は矯正医療管理官」に、「庁舎管理室長補佐」を「情報官補佐（出入国管理情報官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　庁舎管理室長補佐」に改め、同部地方入国管理局の項中「登録室長」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「外務報道官」を「外務報道官　国際文化交流審議官」に改め、「アフリカ審議官」を削り、「広聴室長」を「国内広報室長　IT広報室長」に改め、「日中経済室長」を削る。

別表財務省の部財務事務所の項中「総務課」を「総務課及び横浜財務事務所総務課」に改め、「合同庁舎管理官」を削る。

別表文化庁の部内部部局の項中「主任文化財調査官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十四年五月三十一日」を「平成二十四年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　実

群馬県

NIPPON実学院

○法務省告示第四百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

東陽機器工業株式会社	東京都大田区西糀谷四丁目十一番八号	機械加工
株式会社エム・ケー・ロジテック	兵庫県明石市二見町南二見二十一番地の一	仕上げ
株式会社二豊鉄工所	大分県佐伯市弥生大字江良千八百三十六番地の一	機械加工、溶接

この指定は、平成二十四年十月十三日から効力を生ずる。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　実

兵庫県高砂市長

○法務省告示第四百一号

宮崎県児湯郡高鍋町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　実

宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百五十一番地

伊藤　辰雄

○法務省告示第四百二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国テキサス州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　実

氏　名　ダニエル・パトリック・レフォート

生年月日　千九百四十八年三月二十九日

国　籍　アメリカ合衆国